

中野区建築基準法施行細則（抜粋）

昭和 58 年 4 月 1 日 規則第 19 号

中野区建築基準法施行細則(昭和 40 年中野区規則第 26 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この細則は、区長が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)及び建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)に基づき規定すべき事項並びに区長及び区建築主事が、法、令及び規則並びに法及び令に基づく東京都条例(以下「都条例」という。)及び中野区条例(以下「区条例」という。)を施行するに必要な事項を定めるものとする。

(申請者が法人の場合)

第 2 条 法、令、規則、都条例、区条例及びこの細則(以下「法令等」という。)の規定により区長又は建築主事に申請、届出、報告又は請求(以下「申請等」という。)をする者が、法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない

(道路の位置の指定等の申請書)

第 17 条 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、第 14 号様式による道路位置指定・変更・取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、第 15 号様式による図書及び事業の執行計画を示す図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて区長に申請しなければならない。

2 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、第 14 号様式による道路位置指定・変更・取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、第 15 号様式による図書及び次に掲げる図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他区長が必要と認める書類

3 法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、第 14 号様式による道路位置指定・変更・取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) その他区長が必要と認める書類

4 法第 42 条第 3 項の規定による水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、第 16 号様式による水平距離の指定・変更・取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、第 17 号様式による図書及び第 2 項各号に掲げる図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて区長に申請しなければならない。

(道路の位置の指定等の変更又は取消しの告示)

第 18 条 区長は、法第 42 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項若しくは第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 指定に係る道路の種類
- (2) 指定の変更又は取消しの年月日
- (3) 指定に係る道路の位置
- (4) 指定に係る道路の延長及び幅員

2 区長は、法第 42 条第 3 項の規定による水平距離の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 水平距離の指定の変更又は取消しの年月日
- (2) 水平距離の指定に係る道路の部分の位置
- (3) 水平距離の指定に係る道路の部分の延長
- (4) 水平距離

(道路の位置の指定等の通知)

第 18 条の 2 区長は、第 17 条第 1 項若しくは第 3 項の申請に基づく道路の指定若しくは指定の変更若しくは取消し又は同条第 2 項の申請に基づく道路の位置の指定若しくは指定の変更若しくは取消しをしたときは、第 14 号様式の 2 による道路位置指定・変更・廃止通知書に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

2 区長は、第 17 条第 4 項の申請に基づく水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、第 16 号様式の 2 による水平距離の指定・変更・取消通知書に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(私道の変更又は廃止の届出)

第 18 条の 3 法第 42 条第 1 項第 3 号の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする道路の管理者は、変更し、又は廃止しようとする日の 14 日前までに、第 14 号様式の 3 による私道変更・廃止届出書に次に掲げる図書を添えて、区長に届け出るものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 登記事項証明書

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第 19 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項、同法第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の開発許可等を受けた開発区域内若しくは同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)による市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業の施行地区内又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)による防災街区整備事業の施行地区内で、当該開発行為又は事業の工事に着手する者(以下「事業者等」という。)は、当該地区内に存在する法第 42 条第 1 項第 3 号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第 5 号の規定による道路の位置若しくは同条第 2 項の規定による道路若しくは同条第 3 項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しについて、区長と協議をすることができる。

2 前項の協議の手続については、第 17 条及び第 18 条の 3 の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する場合においては、同項の区長と事業者等との協議が成立することをもって、法第 42 条第 1 項第 3 号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第 5 号の規定による道路の位置若しくは同条第 2 項の規定による道路若しくは同条第 3 項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しがあつたものとみなす。

4 前項の場合においては、第 18 条及び第 18 条の 2 の規定を準用する。

(道路の位置の標示)

第 20 条 第 17 条第 2 項の規定による道路の位置の指定又は指定の変更を求める者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておかななければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で、長さ 45センチメートル以上のコンクリート又は石のくいにより、その位置を標示することができる。

2 前項の規定は、第 17 条第 4 項の規定による水平距離の指定又は指定の変更を求める場合について準用する。

3 前 2 項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項第 4 号に係る改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日までの間における規則第 5 条第 1 項の規定による報告は、第 11 条の表(は)欄の規定にかかわらず、昭和 58 年 10 月 1 日から昭和 59 年 2 月 29 日までとする。

3 この規則による改正前の中野区建築基準法施行細則(以下「改正前の細則」という。)第 8 条の表(い)欄(3)の項に掲げるホテル又は旅館で、改正前の細則第 9 条第 1 項の規定による報告を昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日までの間において行ったものの報告の時期の始期は、第 11 条の表(は)欄(2)項の規定にかかわらず、昭和 61 年とする。

(省略)

附 則(平成 23 年 10 月 31 日規則第 91 号)

この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、改正後の第 46 条第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。